教職員と生徒・保護者との連絡手段に係る校内規定

北斗市立上磯中学校

情報通信技術の急速な発展と拡大により、これまで以上に「個人情報」の取り扱いには慎重さが求められる時代である。特に、職員が生徒や保護者から携帯電話番号や電子メールアドレス等の個人情報を取得することについては、その利用や管理に関して厳正な取り扱いが求められます。よって、下記の通り規定します。

1 生徒の個人情報の取得について

- (1) 職員が生徒から個人情報を取得する場合は、生徒指導上必要な場合のみとする。
 - ①携帯電話の番号については、必要に応じて聞き取ること。
 - ②電話番号を取得する対象範囲 「担任をする学級の生徒」 「顧問をする部活動の生徒」
 - ③取得の際には、管理職に報告すること。
- (2) LINE での個人・グループ、SNS 全般、Eメール等でのやり取りは原則禁止とする。 ①状況に応じて必要な場合は、管理職に相談すること。
- (3)職員が生徒に対して自己の電話番号等を提供する場合は、生徒指導上等、必要な場合のみとする。
 - ①提供する対象範囲は、情報を取得する場合と同様とすること。

2 提供された電話番号の利用に関して

- (1) 私的な連絡等は一切行わない。
- (2) 連絡内容の範囲については
 - ①学級単位で緊急に周知しなければならない場合:一斉メール等を活用
 - ②部活動の運営にかかわる連絡を行う場合:部活動連絡網等を活用
 - ③悪天候・災害等の緊急連絡が必要な場合:一斉メールで保護者に配信

3 職員の留意事項

- (1) 携帯電話に悩み等の相談があった場合は
 - ①電話やメール等で安易に解決を図ろうとせず、学校や家庭訪問等により、複数の 職員で対応すること。
 - ②管理職への報告をすること。
 - ③保護者との連携を密にすること。
- (2) 保護者との連絡も上記に準じて適切に行うものとする。
- (3) 使用しなくなった情報については削除すること。特に生徒に関する携帯電話番号やメールアドレス等については直ちに削除する。